

(2020年4月版)

あっせん手続説明書

熊本県弁護士会紛争解決センター利用のご案内

〒860-0078

熊本市中央区京町1丁目13-11

熊本県弁護士会紛争解決センター

TEL 096-325-0913

FAX 096-325-0914

1 熊本県弁護士会紛争解決センターとは

熊本県弁護士会紛争解決センターは、弁護士が「あっせん人」となって公正中立の立場で当事者双方から言い分を聞き、話し合いによる紛争の解決をお手伝いする機関です。

熊本県弁護士会紛争解決センターは、熊本県弁護士会が運営しています。

2 熊本県弁護士会紛争解決センターの特色

熊本県弁護士会紛争解決センターには、次のような特色があります。

(1) 和解による解決

紛争解決センターでは、あっせん人が当事者の話をよく聞き、解決案を押しつけることなく、当事者の自主的解決能力を引き出して、双方の当事者の合意（和解）による解決を目指します。

(2) 専門家による解決

紛争解決センターでは、法律の専門家である弁護士（法曹経験5年以上）があっせん人となり、紛争の適正妥当な解決を目指します。

(3) 早期解決

紛争解決センターでは、原則として3回以内のあっせん期日で解決できるよう努力することになっており、早期の解決を目指します。

(4) 手続の柔軟性

紛争解決センターでは、例外的な場合には弁護士会館外や時間外のあっせん期日の開催が可能とするなど、柔軟な手続による解決が可能です。

3 対象となる紛争

当事者間の合意により解決可能な紛争であれば、全ての民事紛争が対象となります。

各種の損害賠償請求、貸金請求、賃料や明渡しなどに関する借地借家の紛争、請負代金請求や欠陥住宅などの建築紛争、消費者取引に関する紛争、賃金不払いや解雇などに関する職場の紛争、離婚・相続などの親族間の紛争、会社間の商取引・契約に関する紛争など、あらゆる紛争が対象となります。

但し、事件の内容や紛争の態様によっては、紛争解決センターで取り扱えない場合もあります。

4 手続の流れ

紛争解決センターは、紛争の当事者からの申立てにより手続を開始します。申立てが受理されると、センターから相手方に連絡をして、紛争解決センターでの話し合いに応じてもらえるよう要請します。

相手方が話し合いに応じるかは自由ですが、相手方が話し合いに応じた場合は、あっせん期日を開催し、弁護士のあっせん人が双方当事者から言い分を聴いて、当事者間の和解のあっせんを行います。あっせん期日は概ね3回以内を目処に開催します。あっせん人が相当と判断した場合は、あっせん人から和解案を提示することもあります。

あっせんにより当事者間に和解が成立した場合は、和解契約書を作成して手続を終了します。また、その和解の内容について後々の確実な履行が要請される場合には、あっせん手続を仲裁手続に移行させて、和解の内容について仲裁人が仲裁判断書を作成して強制執行力を付与する取扱いもできます。

相手方が話し合いに応じない場合や話し合いをしても合意に至らない場合は、申立ての却下または取下げにより手続を終了します。

紛争解決センターでは、解決内容を押しつけることはしませんが、できるだけ相手方に話し合いに応じてもらえるよう、また、適正な和解を成立させることができるよう努力します。

5 手続に要する費用

紛争解決センターを利用するにあたって、当事者には次の費用を負担して頂きます。

(1) 申立手数料

あっせん申立ての際に、申立人から、11,000円（消費税込）を支払って頂きます。

- ① 申立手数料は返還されません。但し、相手方が手続に応じず、あっせん期日に1回も出席しないため手続が取下または不応諾等により終了したときは、申立手数料の半額の5,500円が申立人に返還されます。
- ② 1回でも相手方があっせん期日に出席したときは、和解に至らなかった場合でも、申立手数料は返還されません。

(2) 成立手数料

手続が和解や仲裁判断により終了した場合は、和解契約書や仲裁判断書に記載された解決金額（支払いの合意がなされた金額などが基準となります）を基礎に、下記の算定基準により計算した額に消費税を付加した金額を、原則として申立人と相手方の折半で納付して頂きます。但し、当事者双方の負担割合は、あっせん人が事案の内容、背景、当事者の事情及びあっせんの経緯その他の事情を考慮して別途決定することもできます。

記

和解契約書や仲裁判断書記載の解決金額	算定基準
100万円以下の場合	8%
100万円超、300万円以下の場合	5%+3万円
300万円超、3000万円以下の場合	1%+15万円
3000万円超の場合	0.5%+30万円

*別途消費税が加算されます。

たとえば、3回のあっせん期日を開催して手続が和解により終了し、和解契約書に記載された解決額が100万円の場合は、①申立手数料として申立人から11,000円、②成立手数料として申立人と相手方から合計88,000円（仮に申立人と相手方とで折半する場合は各44,000円）を、それぞれ納付して頂きます。

なお、手続の過程で、鑑定費用等の特別な費用を要する場合は、申立人と相手方とで別途負担して頂きます。

6 注意事項

- (1) 紛争解決センターは、あくまでも当事者の合意により紛争を解決する機関ですから、相手方がどうしても手続に応じない場合や、話し合いが合意に達しない場合は、紛争を解決することができません。
- (2) 申立てをされるには、弁護士が申立代理人である場合を除いて、事前に当会所属の弁護士または熊本県弁護士会法律相談センター（TEL096-325-0009）での法律相談を受けられ、紹介状の添付が必要です。

- (3) 紛争解決センターへの申立てには、裁判所への訴訟提起と同じような時効中断の効果はありません。
- (4) 紛争解決センターにおける和解契約の効力は、基本的には通常の裁判外の和解と同じです。したがって、和解契約成立後、相手方が和解契約の内容を履行しないからといって、和解契約書にもとづき直ちに差押等の強制執行ができるわけではありません。
- 但し、和解の合意ができた場合で、例えば金銭の分割払いの案件とか、期日付の建物明渡の案件など、万一の将来的な義務不履行の場合に備えて強制執行力を付与しておいた方が良いと思われる案件については、あっせん手続を仲裁手続に移行させて、和解の内容について仲裁人が仲裁判断書を作成することもでき、これにより強制執行をすることも可能です。
- (5) 申立から3ヶ月が経過しても、相手方から回答書又は答弁書が提出されず、応諾の意思が確認できない場合には、手続が終了いたします。

7	お問い合わせ先
---	---------

熊本県弁護士会紛争解決センターのご利用に関するお問い合わせは、紛争解決センター事務局（096-325-0913）までお願いします。